

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		用途規制の特例許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第48条
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>設定できません。 (許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である)</p> <p>ただし、技術的助言が通知されている場合においては、当該内容を参考とする。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成30年4月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	90日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		